# 「キャッシュカード現金出金・振込限度額（１日）引き下げ」について

## ～キャッシュカード手渡し型詐欺などによる被害防止のため～

昨今、ご高齢のお客さまが狙われる「キャッシュカード手渡し型詐欺被害※」が全国的に多発しています。

また、ＡＴＭからの振込を誘導する「還付金詐欺」なども依然として発生しています。

当金庫は、お客さまの被害を防止するため、下記のとおりキャッシュカードによる出金・振込限度額の引き下げ対応策を実施しております。

（※警察官や銀行協会などを名乗る者が、お客さま宅に訪問（または電話）し、キャッシュカードをだまし取り、その後、ATMから現金を引き出す手口）

| 引き下げ対応策の対象となるお客さま | ７０歳以上で過去１年間に次の取引がなかったお客さま | |
|---|---|---|
| | キャッシュカードによる“現金出金”取引 | キャッシュカードによる“振込”取引 |
| キャッシュカードによる１日あたり限度額 | （現金出金）　１０万円 | （振込）　１０万円 |

大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

限度額を超えたお取引をご希望される場合は、窓口（営業時間：平日午前９時～午後３時）でのお手続きをお願いいたします。

◎キャッシュカード限度額の引き上げをご希望される場合は、窓口へキャッシュカードとご本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参のうえお申し出下さい。尚、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

◎出金限度額の引き下げをご希望のお客さまは、上記対象者以外の方も含め、ＡＴＭにて引き下げをすることができます。

夢をかなえるお手伝い
きのくに信用金庫

２０２５年2月